

★公営住宅の単身申込み

単身者で申し込みができる方は、戸籍上の配偶者のいない方です。（死別又は離婚）

上記申込みの資格要件に加え、下表いずれかの事項に該当することが必要です。

資格要件			提出する書類（写し）
1	60歳以上	60歳以上の方 ※年齢の基準日は、申込日現在	
2	障害者	①身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から4級である方 ②精神障害者保険福祉手帳の交付を受け、その程度が1級から3級である方 ③療育手帳の交付を受け、その程度がA又はBである方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳
3	戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が特別項症から第6項症（同法別表第1号表ノ3の第1款症）までに該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者手帳
4	原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定書
5	生活保護受給者	現在生活保護を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護
6	中国残留邦人支援給付金受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣による自立支援金の支給決定書
7	引揚者	海外から引き揚げて5年を経過していない方	<ul style="list-style-type: none"> ・引揚証明書
8	ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所に入所していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病療養所入所証明書
9	DV被害者世帯	DV被害者で次のいずれかに該当する方 ①女性相談所の一時保護又は母子生活支援施設における保護が終了して5年未満の方 ②裁判所の保護命令の申立てをした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の保護命令書 ・女性相談所等の証明書（配偶者暴力防止等法第3条第1項第1号の相談を受けた証明書）